

朝霞市における
「特別支援教育に関する推進計画」



令和 8 年 3 月
朝霞市教育委員会

目 次

はじめに

1 朝霞市における特別支援教育に関する現状と課題

- (1) 子供数の推移（全体・特学・通級） …… 2
- (2) 通常の学級における現状と課題 …… 5
- (3) 特別支援学級における現状と課題 …… 5
- (4) 通級による指導における現状と課題 …… 6
- (5) 人材育成における現状と課題 …… 7

2 特別支援教育に関する今後の取組

- (1) 子供数の推計（特学・通級） ……9
- (2) 今後の取組の方向性 ……10
- (3) 通常の学級における取組 ……12
- (4) 特別支援学級における取組 ……13
- (5) 通級による指導における取組 ……14
- (6) 人材育成における取組 ……15

おわりに

はじめに

我が国では、平成19年4月、障害のある全ての幼児子供の教育の一層の充実を図るため、特別支援教育が法的に位置づけられた改正学校教育法が施行された。また、同年、障害者の権利に関する条約に署名し、平成23年には、可能な限り、障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けられるように配慮することなどが盛り込まれた障害者基本法が改正され、令和6年4月には、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害者の人権を守る法的整備や改正がすすめられている。

朝霞市では、県の方針（埼玉県特別支援教育推進計画・令和7年度～令和9年度）も踏まえ、障害のある幼児子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援をすすめている。また、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、連続性のある多様な学びの場の整備を行っている。

1 朝霞市における特別支援教育に関する現状と課題

(1) 子供数の推移（全体・特学・通級）

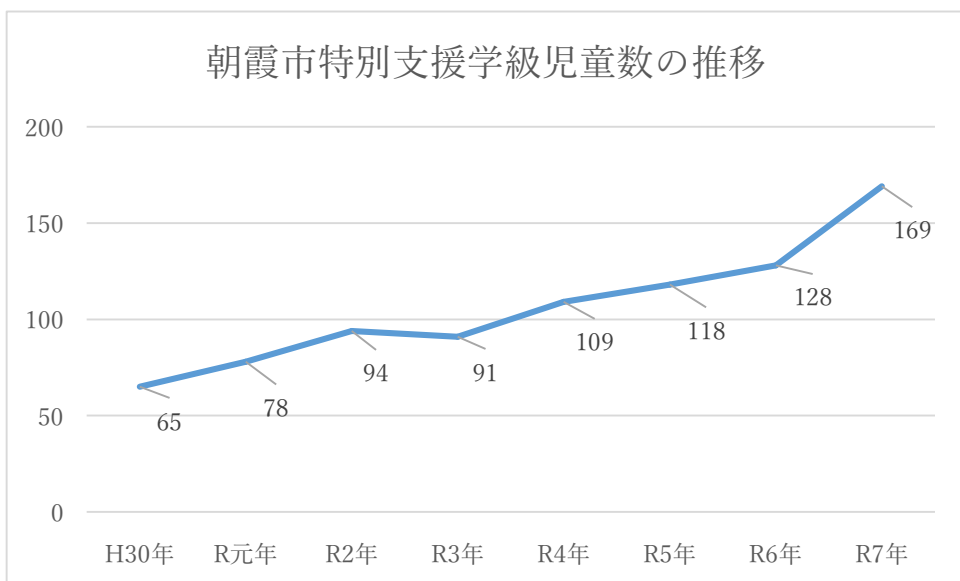
① 小学校 全体の児童数

年 度	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
児童数	7352人	7445人	7492人	7505人	7664人	7729人	7712人	7703人



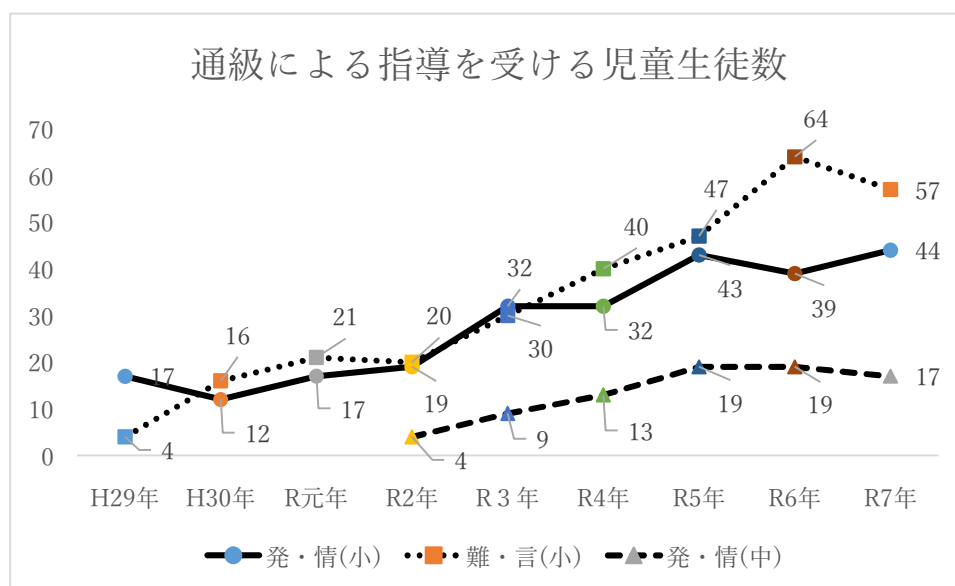
② 小学校 特別支援学級に在籍する児童数

年 度	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
児童数	65人	78人	94人	91人	109人	118人	128人	169人



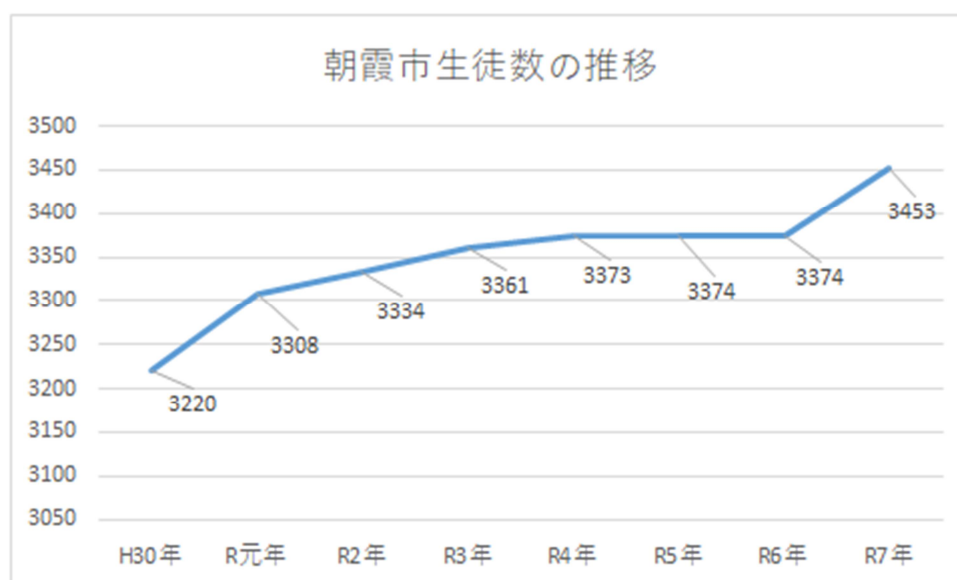
③ 通級による指導を受ける子供数

年 度	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
発・情(小)	12人	17人	19人	32人	32人	43人	39人	44人
難・言(小)	16人	21人	20人	30人	40人	47人	64人	57人
発・情(中)			4人	9人	13人	19人	19人	17人



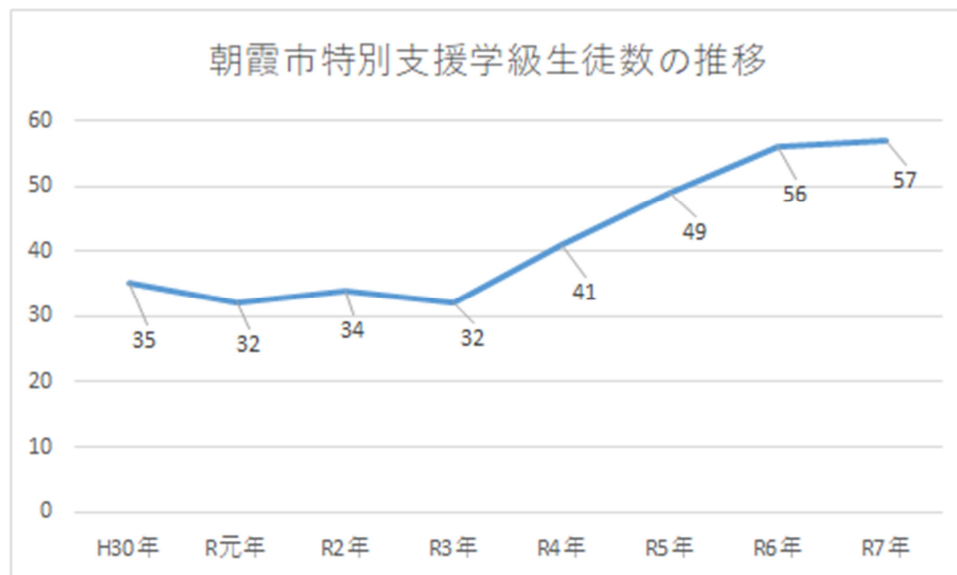
④ 中学校 全体の生徒数

年 度	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
生徒数	3220人	3308人	3334人	3361人	3373人	3374人	3374人	3453人



⑤中学校 特別支援学級に在籍する生徒

年 度	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
生徒数	35人	32人	34人	32人	41人	49人	56人	57人



朝霞市の人口は令和7年4月1日現在で、145,984人であり、平成30年4月1日の138,721人から7年間で、7,263人増加している。

市内の小中学校子供については、令和7年5月1日現在で通常の学級に在籍する子供数は11,156名であり、平成30年の10,572名から584人（児童351人、生徒233人）増加している。

市内の特別支援学級に在籍する子供は令和7年5月1日現在で226名で、平成30年の100名から126名（児童104人、生徒22人）の増加がみられる。近年、特別支援教育に関する理解が着実に広まっており、特別支援学級の在籍子供数だけでなく、通級による指導を受ける子供も増加の傾向にある。

朝霞市では、引き続き、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築と、個に応じた指導や支援の充実に努めていく。

(2) 通常の学級における現状と課題

文部科学省の調査において、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子供について、学習面又は行動面で著しい困難を示す子供の割合は平成24年では6.5%であったが、令和4年は8.8%と報告された。

朝霞市では、通常の学級において配慮が必要とされる子供について各校より報告を受けており、令和5年度は255名、令和6年は297名、令和7年度は326名と年々増加している。このように、通常の学級においても、個々の子供の多様な実態を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな教育を実現するとともに、子供がお互いを認め合える学級集団づくりや、一人一人の子供が自発的に参加できるような工夫を取り入れた授業づくりが求められている。

(3) 特別支援学級における現状と課題

朝霞市では、令和6年度に朝霞第四中学校に自閉症・情緒障害学級を新設したことにより、市内全ての小中学校に特別支援学級が設置された。また、朝霞第三中学校には、令和6年度に県内でも数少ない難聴特別支援学級を設置するなど、特別支援教育の推進に注力している。各校の特別支援学級では、小・中学校と特別支援学校の学習指導要領に沿いながら特別の教育課程を編成し、特別な教育的ニーズに応じた学習指導を実施している。

年度当初には、保護者との面談等を通じて子供の特性を把握し、個別の教育

支援計画と個別の指導計画を作成しており、交流及び共同学習については、子供一人一人の能力を最大限伸ばすため、教職員の理解と共通認識を深め、教科指導や行事への参加を積極的かつ計画的にすすめている。

中学校特別支援学級に在籍する生徒の進路については、令和7年度の卒業生は、高等学校（全日制、定時制、通信制）への進学が57.9%、県立特別支援学校高等部への進学が42.1%である。

特別支援学級での支援体制については、教員の他に特別支援学級補助員（5時間勤務と3時間勤務の会計年度任用職員）を各校に配置しており、個に応じたきめ細かな指導及び支援をすすめている。

（４）通級による指導における現状と課題

発達障害・情緒障害の通級による指導については、小学校3校（四小・九小・十小）と中学校1校（一中）において実施しており、切れ目のない支援をすすめている。通級指導に対するニーズが年々高まっていることに加えて、埼玉県の通級による指導教員の配置基準の見直しもあり、令和8年度より朝霞第五小学校と朝霞七小学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を新設する予定となっている。

難聴・言語障害を抱える児童を対象とした通級指導教室については、小学校2校（四小2教室・五小1教室）に開設している。なお、こちらも保護者や児童からのニーズが年々高まっていることに併せて、教員配置基準の見直しにより、令和

8年度から朝霞第十小学校の難聴・言語障害通級指導教室を新設する予定である。

軽度の構音障害の子供については、早期に実態を把握して指導を開始することで課題の解決を目指し、退級できるようにすすめている。なお、小学校においては、子供の安全のため、保護者の送迎を基本としている。

(5) 人材育成における現状と課題

市内における特別支援教育担当教員の現状については、令和7年4月1日現在、特別支援学級担当教員が47人（うち再任用4人、臨時的任用教員11人）、通級による指導の担当教員は7人（うち再任用1人、臨時的任用教員1人）である。また、特別支援教育コーディネーターは、各校において1名が校長から指名され、特別支援教育の推進を図っている。

特別支援学級担当教員の年齢層については、50代、60代の割合は、令和6年度の36.4%から令和7年度は27.7%に減少し、若返りが進んでいる。また、女性教員の割合は令和6年度の51.4%から令和7年度は61.7%に増加している。

特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の所有率については、令和7年度4月1日現在において、36.2%であり、令和6年度の38.6%からわずかに減少している。今後、担当教員の専門性を高めていくため

に特別支援学校教諭免許状の所有率を上げていくことが引き続きの課題となっている。

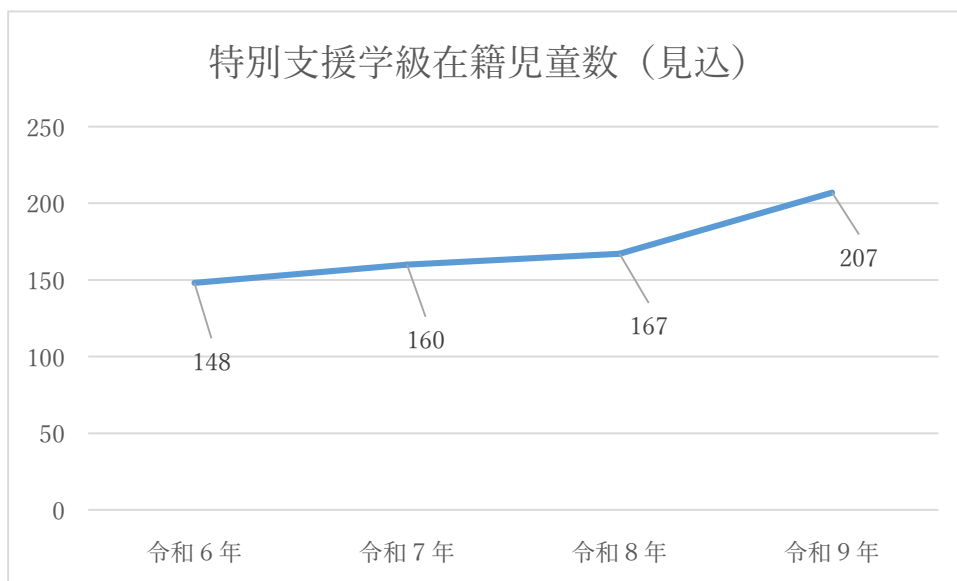
通級による指導担当についても、専門性を高めていく必要があり、市を越えた担当者間での情報共有や研修の機会を設ける等により、指導力の向上を図っている。

2 特別支援教育に関する今後の取組

(1) 子供数の推計（特別支援学級・通級指導）

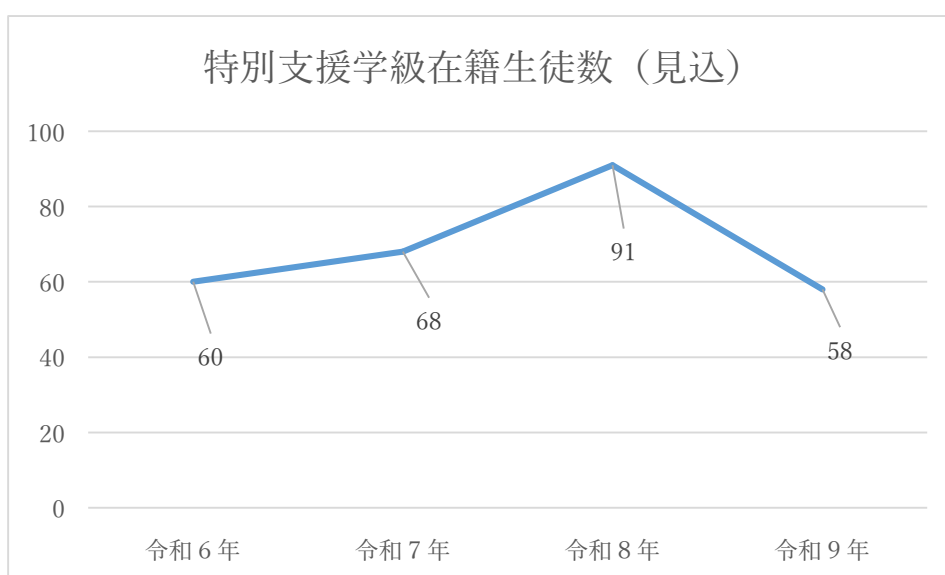
①朝霞市 特別支援学級在籍児童の今後の見込数

年 度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
特別支援学級在籍児童数（見込）	148人	160人	167人	207人



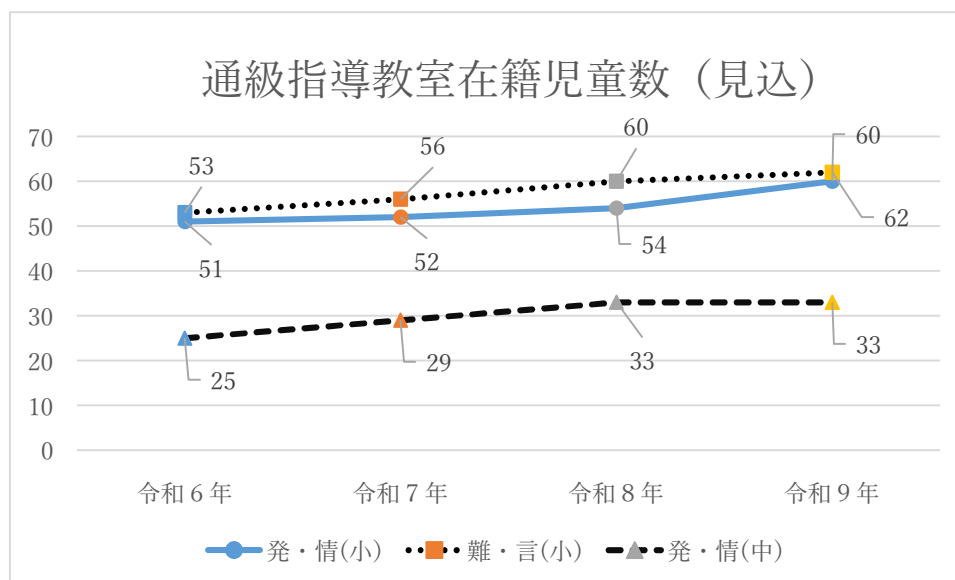
② 朝霞市 特別支援学級在籍生徒の今後の見込数

年 度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
特別支援学級在籍生徒数（見込）	60人	68人	91人	58人



③ 通級による指導を受ける児童の今後の見込数

年 度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
発・情(小)	51人	52人	54人	60人
難・言(小)	53人	56人	60人	62人
発・情(中)	25人	29人	33人	33人



(2) 今後の取組の方向性

朝霞市においては、一人一人の能力や特性に応じた指導・支援を行うことで誰もが自分らしく成長できる学びの場を提供し、個に応じた特別支援教育を推進できるよう、保護者や子どもに寄り添いながら丁寧に就学支援をすすめていく。

また、ノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会を目指した多様な学びの場を充実させるとともに、教職員の専門性の向上を図ることでインクルーシブ教育を推進していく。

① 就学相談及び就学支援委員会の充実

5月及び10月に、就学相談の開始に先立って、就学相談に係るオリエンテーショ

ンを開催し、朝霞市の特別支援教育や就学までの流れについての理解を促していく。オリエンテーションでは、障害福祉課から補助金やサポート手帳等の説明を、子ども相談室からは相談や支援の内容等を紹介する。また、県立和光南特別支援学校（知的障害特別支援学校）と県立和光特別支援学校（肢体不自由特別支援学校）の特別支援教育コーディネーターよりそれぞれの学校について説明を行ったり、通級指導教室担当指導主事が難聴・言語障害通級指導教室と発達障害・情緒障害通級指導教室について説明したりするなどして、多様な学びの場について情報提供し、保護者が安心して子供を育て、子供たちが安心して学ぶことができるような環境づくりにつなげていく。

オリエンテーションの開催と資料については、市のホームページ等に掲載するとともに、市内外の保育園・幼稚園・関係施設・保護者等に案内を配付し、子供の発達に関することや特別支援学級・特別支援学校への就学を考えている保護者の参加を呼びかけていく。

就学相談は年に7回実施している。今後も幼児子供の実態(医療的ケアを含む)を把握し、保護者の意向を確認する等、相談者の思いに寄り添いながら相談をすすめていく。

就学支援委員会は、専門医、教育職員、福祉事務職員、学識経験者、保健師で構成し、年7回開催していく。就学相談での保護者の意向や、幼児子供の実態、発達検査の結果や医学的診断等の資料、行動観察等をもとに、幼児子供に適した

就学先について審議している。通級による指導については、年4回の専門部会において、報告書、行動観察をもとに、入退級の是非について審議をすすめている。

また、ここ数年における就学相談件数の増加や、子供への具体的な支援策の検討等に対応するため、令和4年度より子ども相談室で発達相談及び知能発達検査を実施する体制を整えており、必要に応じて公認心理士の資格を持つ相談員が発達検査を実施して、就学相談の充実につなげていく。

②巡回相談の実施

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子供については、平成21年度より、市保健センター（現子ども家庭センター）との連携により、学校巡回相談を実施している。臨床心理士及び教育指導課指導主事が小中学校を訪問し、行動観察を行った上で、望ましい支援のあり方や保護者との連携について基本方針を提示し、継続的な支援の充実を図っており、今後も継続していく。

また、県立特別支援学校のセンター的機能を活用して巡回相談を行っている学校もあり、個別具体的な支援のあり方等についての指導助言に効果があることから、今後さらに活用を促進していく。

（3）通常の学級における取組

通常の学級においては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、特別な教育的支援を必要とする子供だけでなく、全ての子供にとって分かりやすい授業づくりや、生活しやすい学級づくりを推進している。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子供については、年度当初 に実施している保護者との面談に基づき合理的配慮について共通理解を図り、個別の指導計画を作成して、個に応じた支援を実施している。年度末には子供の成長や変容を確認し、各校においては引き続き、次年度への引き継ぎや、切れ目ない支援をすすめていく。

校内委員会等においては、年度当初に、子供の実態について学校全体 で情報を共有し、支援にあたることができる体制を整える。また、学級担任や特別支援教育コーディネーターは、保護者と面談を実施し、子供に応じた支援のあり方や、適切な学びの場について検討していく。

また、年度末と、9月には、各学校から通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子供の人数や実態について報告を受け、各学校の状況に応じて、支援員を配置し、個に応じた支援の充実を図っていく。

(4) 特別支援学級における取組

朝霞市では、就学相談を通じて新就学児や子供の実態を把握し、保護者、子供の意向に寄り添いながら、特別支援学級の設置について検討してきた。近年、特別支援学級の在籍子供数が増加しており、令和6年度に朝霞第四中学校に特別支援学級を新設し、これにより市内の全小中学校に特別支援学級が設置となった。

特別の教育課程の編成においては、子供一人一人のもつ能力と可能性を最大限発揮できる支援計画及び指導計画を作成し、小中学校間の接続、高等学校等への進路を見据えた計画的な指導を、引き続き丁寧にすすめていく。

また、子供の様々な障害に対して適切な支援が実施できるよう、特別支援学級担任と特別支援学級補助員が情報を共有し、連携体制を整えていく。

さらに、ノーマライゼーションの理念に基づき、子供本人や保護者と相談の上、特別支援学級の子供が通常の学級のクラスに入り、心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を計画的にすすめていく。

(5) 通級による指導における取組

通級指導教室に通う子供については、在籍する通常の学級の担任が個別の指導計画を作成し、それを通級指導教室担当者と共有することで、通級による指導計画の作成に生かし、より充実した支援ができるようにしている。また、連続的な支援を実施するために、日頃より、通常の学級の担任と通級指導担当者との連携を深め、通常の学級においても、通級による指導を生かしているところである。

難聴・言語障害の通級指導教室では、年4回、講師を招いた専門家診断を実施し、課題を抱えた児童への効果的な指導のあり方について指導をいただいている。

(6) 人材育成における取組

教職員一人一人が特別支援教育の視点を持ち、障害の有無に関わりなく、多様な学びの場を提供するなど、個に応じた支援をしていくことが求められている。朝霞市では、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心として、教職員一人一人の資質能力の向上を図っていく。

①校内委員会の充実

朝霞市では、特別支援教育コーディネーター研修を実施したり、様々な研修への積極的な参加を促したりするなど、特別支援教育コーディネーターの資質向上を図っている。各校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を充実・活性化させながら、子供の実態把握と保護者との丁寧な相談をすすめている。

②教職員における特別支援教育の専門性の向上

市内小中学校の特別支援学級担当者会議を開催し、研修内容の共有や特別の教育課程の編成、年間活動計画等について情報の交換及び共有を行っている。また、授業研究会を開催し、授業力の向上や障害に関する理解の促進、特別支援教育の専門性の向上を図っている。

また、特別支援教育免許法認定講習への積極的な受講参加や、県主催の特別支援教育に関する研修への参加を促すことで、特別支援教育に関する専門性を高めている。

さらに、特別支援教育に関する市主催の研修（あさか教師塾）を実施したり、

サポーターズカレッジ（オンライン研修動画研修サービス）を活用したりして、補助員等を含む全ての教職員の専門性の向上に努めていく。

おわりに

朝霞市における特別支援教育に関する推進計画は、埼玉県特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）に基づき、令和8年度より「豊かな心でともに未来をつくる 朝霞の教育」を基本理念とした第3期朝霞市教育振興基本計画を踏まえ、進めていくものである。ここでは、一人一人の能力や特性、状況に応じた多様な学びの機会を整備するとともに、誰もが自分らしく成長できる教育環境を実現していくことを掲げている。また、インクルーシブ教育の視点に立った特別支援教育の充実等をとおして、包摂的な教育を推進していく。特別支援教育は、障害のある子供への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び未来にとって重要な意味をもっている。

朝霞市では、一人一人の子供が自らの力や可能性を最大限に発揮し、多様な他者と協働しながらよりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、特別支援教育を一層推進していく。